

## 令和5年度 学校いじめ防止基本方針

人権課題事象や差別事象についても、本方針を適用する。(本方針の文言「いじめ」を「人権課題事象・差別事象」に置き換え、方針を適用)

### 「いじめ」とは

児童に対して、「当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童」が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

- (1) 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童であること。
- (2) 双方に一定に人的関係が存在すること。
- (3) AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
- (4) 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること。

### 《留意点》

- (1) いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。その際、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定的に解釈されることのないよう努める。
- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、当該児童や関係児童の様子を知る複数の教職員からの情報を総合し、校長が責任を持って行わなければならない。
- (3) 外見的にはけんかに見えるようなことでも、いじめの場合がある。児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- (4) 行為の対象となる児童が自身で知らずにいる場合など、行為の対象となる児童が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導など適切な対応が必要である。

※「いじめの芽」「いじめの兆候」も「いじめ」である。「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして認知する。

## 1. 「いじめ対策」の基本理念

(1) 「いじめを受けた児童」を救済し、その尊厳を守ることを最優先する。

(2) 「いじめを許さない」指導を首尾一貫し徹底する。

「いじめられる側にもそれなりの理由や原因がある」など、いじめ問題について、部分的にでも「いじめられる側の責に帰す論理」は断じて受け入れられない。

(3) いじめ事象では、回復すべきは「人間関係」よりも「個人の尊厳」

(4) 被害児童・保護者の意見・要望の尊重を第一とする。

「被害児童」とは「いじめを受けた可能性のある児童」のことを言う。「いじめの事実が確認するまでは被害者とみなさない」といった考え方で対応するなら、いじめを受けた児童の尊厳を守ることは覚束なくなってしまうからである。

(5) 被害児童・保護者の「知る権利」に応える。

(6) 学校・教職員は、自らの指導の在り方を真摯に振り返り、成果と課題を包み隠さず明らかにし共有する。PDCAサイクルのもと教育指導の在り方を常に改善する。

(7) 教職員の隠蔽には厳正に対処する。(市教委として・学校として)

発生してしまったいじめの隠蔽は、教育者以前に人間としての罪悪である。

(8) 混乱の鎮静化を優先しない。

(9) 救済ルートの確保と対処ルールの明確化

すべての児童・保護者にとって、公平・公正で信頼できる対処ルールを明確化するため、「学校 安心ルール」「5つのレベルに応じた対応」を運用する。

## 2. 「いじめ未然防止」のための方策

(1) 基盤づくりの徹底とそれに基づく組織的な教育指導、課題対応

人権教育目標（学校・学年）、人権教育年間指導計画（学年）、本方針等

(2) 人権教育の充実とカリキュラム・マネジメントの推進

①「人権教育目標（学校）」「全体計画」の共通理解

②学年部は人権教育目標（学年）、人権教育年間指導計画を策定。教育活動をPDCA。

③人権教育部会、特別支援教育部会、健康教育部会、教育審議部会等において、教育実践の実態交流

④校内人権教育実践交流会の実施

### (3) 人権課題、それにつながる芽への対応を徹底

報告・連絡・相談・情報共有・具体的方策のPDCA等を適切に行う。連携を密にし、組織的に協働、次の部署や役職を中心に、全教職員で協働する。

①中心となる部署（学年部・生活指導部等）で

②中心となる役職・職種で

（学年主任、生活指導部長、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等）

③ケース会議で

### (4) 教職員の資質・指導力向上

①人権教育や人権課題対応について、各部を中心として日常的に研鑽を積む。

②指導、助言にあたる教職員は、適切に指導・助言を行う。

③教職員研修の充実

### (5) 保護者との信頼関係構築、保護者への啓発等

## 3. いじめ早期発見の方策

### (1) 組織対応の徹底 報告・連絡・相談・情報共有・具体的方策のPDCA

①学年部としての対応を徹底。

②学年部、生活指導部等、関係部署を中心とした組織対応を徹底。

③学年主任、生活指導部長等、中心となる役職によるマネージメントを徹底。

④ケース会議の機動的な運用

・基本メンバー〔校長・教頭・首席・生活指導部長・学年部・関係教職員〕

・招集：教頭、生活指導部長

### (2) 「心のアンケート（全学年）」「いじめアンケート（オンライン）3～6年」の実施

### (3) 「心の天気」「相談申告機能」等の効果的な活用

## 4. 対応の在り方（いじめ事案の調査及び早期対応）

### (1) 初期対応

「学校 安心ルール」「5つのレベルに応じたいじめへの対応」等に基づき対応措置  
《いじめ行為の制止》

いじめの疑いのある行為が現に表れているときは、直ちにその行為をやめさせる。「子が素直に表現している。」「子どもがありのままの姿を見せている。」「子どもたちの自主性にまかせる。」等、誤った教育的解釈をして、教職員が指導・対応を行わないことがあってはならない。

《被害児童への対応》

①被害児童の生命・身体等の安全を確保し、心のケア及び学習支援を行う。

②被害児童も含め、全ての児童にとって「安心・安全」な環境をつくる。

#### 《加害児童への対応》

加害行為の抑止、被害児童との隔離、事実確認、思いや考え等についての聞き取り等

#### 《関係する児童、学級児童、学年児童等、周りの児童や集団への対応》

事実確認、思いや考え等についての聞き取り等

#### 《保護者への対応》

①事実、進捗状況、実態について正確に伝える。

②保護者の知る事実、児童の思いや考え等を正確に聞き取る。

③今後の方針について正確に伝える。

④保護者の思い、考えを正確に聞き取る。

⑤今後の方針を保護者に伝え、共通理解する。

#### 《学校として迅速な組織対応》

各部署、役職間で連携。発見・報告・連絡・相談・通報・確認・証拠の保存、記録 等

### (2) 心のケアと指導

被害児童・加害児童・関係児童・学級集団・学年集団・学校集団及び保護者のケア

### (3) 事実について調査・確認、事実認定、背景要因の分析。

「いじめ対策委員会」は「ケース会議」が兼ねる。

①事実についての調査、確認はケース会議・学年部を中心に行う。被害児童、加害児童、周りの児童等への聴き取りを行う。実態に応じアンケート等の方法もとる。事実認定はケース会議が行う。

②背景要因を迅速に分析、把握する。

③教職員は自己防衛的な対応をしたり、事実の隠ぺいをしたりしてはならない。教職員と組織は、自らの課題を真摯に明らかにする。

④いじめに該当するかの判断を迅速に行う。被害児童の立場に立ち行う。

⑤被害児童・保護者への情報開示と説明

⑥被害児童・保護者の要望・意見等の尊重

事象によっては、次のような対応をとる。

- ・犯罪行為への警察への通報、警察の捜査等への協力
- ・加害児童への出席停止の措置及び個別指導教室における指導
- ・加害児童等の転校の意思確認
- ・第3者チームの活用

- (4) 学年部・ケース会議・生活指導部を中心とし、全教職員で対応、教育活動を行う。
- ①被害児童、関係児童・その他児童・集団の痛みを、自らの痛みとして教職員がとらえる。加害児童の心の在り様についても把握、対応、教育指導をする。
  - ②教職員の指導における課題を明らかにし、教育指導や対応の在り方をPDCA。
  - ③児童の課題（個と集団）、事象の背景要因等を明らかにし、共通理解する。
  - ④被害児童、加害児童、関係児童への教育指導個・小集団・学級集団・学年集団・学校集団、それぞれへの指導を充実させるとともに関連させる。

(5) 今後の人権教育、課題対応へ反映、PDCAする。

- ①確かな人権教育の在り方（目標設定、年間指導計画等）について
- ②望ましい個・集団を育成するための教育指導の在り方について
- ③課題対応の在り方について
- ④保護者との信頼関係構築や啓発について

## 5. いじめによる「重大事態」への対処

「いじめ防止対策推進法」28条に定義する「重大事態」についても、「大阪市いじめ対策基本方針」に基づき対処する。

## 6. いじめが解消している状態

(1) いじめに係る行為が止んでいること

「被害者に対する心理的物理的な影響を与える行為が止んでいる状態」が相当の期間継続していること。少なくとも3か月を目安

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、「被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていない」と認められること、

(3) 被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 7. その他

(1) 「学校いじめ防止基本方針」については、学校ホームページへの掲載その他の方法により、保護者、地域住民が内容を確認できるような措置を講ずる。

(2) 入学時、各年度の開始時に、児童、保護者に説明する。